

亡くなられたときの手続の御案内

令和7年6月

TEL050-1726-0257（代）

どんな届	受付窓口	必要なもの	いつまでに	チェック欄
死亡届 (届出人の住所地、死亡者の本籍地、死亡地に届出)	東庁舎1階 3番 市民総合窓口室	①届出書(死亡診断書) 届出人(親族、親族がいない場合は、その他の同居人、家主、家屋管理人等)の署名があるもの ②世帯主変更届(亡くなられた方が世帯主で、満15歳以上の世帯員が2人以上残られる世帯)	死亡の事実を知った日から7日以内	
国民健康保険加入者	東庁舎1階 6・7番 市民総合窓口室	①届出される方の本人確認書類(マイナンバーカード等) ②亡くなられた方の国民健康保険資格確認書・被保険者証(お持ちの場合) 【葬祭費の手続に必要なもの】 ①会葬礼状、葬祭社の請求書、同領収書のうち、いずれか1種類(葬祭執行者(喪主)と死亡した方の姓名が記載されているもの) ②葬儀執行者の金融機関口座番号の分かるもの	死亡日の翌日から14日以内	
後期高齢者医療加入者		①届出される方の本人確認書類(マイナンバーカード等) ②亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書・被保険者証(お持ちの場合) 【葬祭費の手続に必要なもの】 ①会葬礼状、葬祭社の請求書、同領収書のうち、いずれか1種類(葬祭執行者(喪主)と死亡した方の姓名が記載されているもの) ②葬儀執行者の金融機関口座番号の分かるもの	死亡日の翌日から14日以内	
重度障害老人健康管理費	東庁舎1階 6番 市民総合窓口室	重度心身障害老人健康管理事業対象者証	速やかに	
国民年金加入者		手続が必要かどうか窓口にお尋ねください。		
国民年金受給者		障害・遺族給付(厚生年金・共済年金の障害・遺族給付のない場合のみ)の受給権者の死亡における未支給年金請求の場合等は、年金証書ほか * 届に必要な書類は、あらかじめ担当窓口にお尋ねください。		
	京都西年金事務所・共済組合	障害・遺族給付(厚生年金・共済年金の障害・遺族給付もある場合)、老齢給付の受給権者の死亡における未支給年金請求の場合等は、年金証書ほか * 届に必要な書類は、あらかじめ担当部署にお尋ねください。 日本年金機構・年金事務所のねんきんダイヤル0570-05-1165(050で始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165) 京都西年金事務所お客様相談室323-1170		
敬老乗車証	西庁舎1階 16番 健康長寿推進課	①敬老乗車証	速やかに	
老人医療		①異動届(死亡) ②医療費受給者証	速やかに	
介護保険被保険者 (65歳以上の方又は要介護認定を受けている40歳以上の方)		①介護保険被保険者証 ②介護保険負担割合証(お持ちの方のみ) ③各種減額証(お持ちの方のみ)	速やかに	
☆子どもはぐくみ室が所管する制度については、保護者・児童のいずれかが亡くなられたのかにより、必要なものが変わります。詳しくは担当窓口にお尋ねください。				
子ども医療(児童)※1	東庁舎2階 22番	①異動届(死亡) ②医療費受給者証	速やかに	
児童手当(受給者)※1	子どもはぐくみ室	* 届に必要な書類は、あらかじめ担当部署にお尋ねください。	速やかに	

亡くなられたときの手続の御案内

令和7年6月

TEL050-1726-0257（代）

どんな届	受付窓口	必要なもの	いつまでに	チェック欄
小児慢性特定疾病 医療費助成制度（児童）	東庁舎2階22番 子どもはぐくみ室	医療受給者証	速やかに	
ひとり親家庭等医療		①異動届（死亡） ②医療費受給者証	速やかに	
保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所、幼稚園、認可外保育施設等の無償化等（児童）		支給認定撤回申請兼退園届	速やかに	
児童扶養手当（受給者）		届に必要な書類は、あらかじめ担当部署にお尋ねください。	速やかに	
特別児童扶養手当	東庁舎2階23番 障害保健福祉課	手当証書 ＊ 届に必要な書類は、あらかじめ担当部署にお尋ねください。	速やかに	
特別障害者手当・ 障害児福祉手当	東庁舎2階23番 障害保健福祉課 東庁舎2階22番 子どもはぐくみ室	認定通知書 ＊ 届に必要な書類は、あらかじめ担当部署にお尋ねください。	速やかに	
身体障害者手帳・ 療育手帳		手帳	速やかに	
重度心身障害者医療		医療費受給者証	速やかに	
心身障害者扶養共済		①印鑑 ②加入者証（または年金証書） ＊ 届に必要な書類は、あらかじめ担当部署にお尋ねください。	速やかに	
特定疾患の医療費の 公費負担		①特定疾患医療受給者票	速やかに	
特定医療費（指定難病）支給認定		①特定医療費（指定難病）受給者証	速やかに	
精神障害者保健福祉手帳		①手帳	速やかに	
小児慢性特定疾病 医療費助成制度		医療受給者証	速やかに	
被爆者健康手帳 （お持ちの方）	西庁舎1階15番 健康長寿推進課	①被爆者健康手帳 ②手当証書（手当受給者のみ） ※あらかじめ京都府健康対策課（075-414-4736）に連絡してください。	速やかに	

上記のチェックシートは区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、他の手続や書類、印鑑が必要な場合もありますので、詳細については各受付窓口にお問合せください。

※1 児童手当及び子ども医療の受付は、以下の専用窓口で行っていますが、すべての区役所・支所（子どもはぐくみ室）で受付可能です。また、専用窓口では、郵送受付も可能です。

専用窓口：京都市子ども家庭支援課分室

京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル3階

電話：075-251-1123（午前8時30分～午後5時 土・日、祝日、年末年始を除く。）

なお、児童手当の手続きは、マイナンバーカード及び必要な機器（インターネットに接続できるパソコン及びICカードリーダー、もしくはスマートフォン（対応機種のみ））で、マイナポータルによる電子申請も可能です。

※2 土地や建物の「相続による所有権移転登記」は不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

亡くなられたときの手続の御案内

令和7年6月

TEL050-1726-0257（代）

※3 原付バイク（～125cc）・ミニカー・小型特殊自動車の税申告手続き（軽自動車税（種別割）の車検用納税証明書の発行、減免申請、商品者の届出等）については、京都市軽自動車税事務所（分室）にお問い合わせください。

■ 京都市軽自動車税事務所（分室）

住所：京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1（烏丸御池南西角） 井門明治安田生命ビル5階

電話：075-213-5467